

# くみ取り、単独処理浄化槽から 合併処理浄化槽への転換に対する 補助金があります。



## 河川などの汚れの主な原因は **生活排水**



河川、湖沼、海の汚れの原因は、かつては工場などの事業活動に伴う排水が主なものでしたが、法律で規制が強化されたことで工場等からの排水の汚れが少なくなり、代わって家庭から未処理のまま流される生活排水の汚れが主な原因となっています。

生活排水の汚れから河川を守るためには、下水道や合併処理浄化槽などで生活排水の汚れを分解、処理し、きれいに浄化してから流す必要があります。

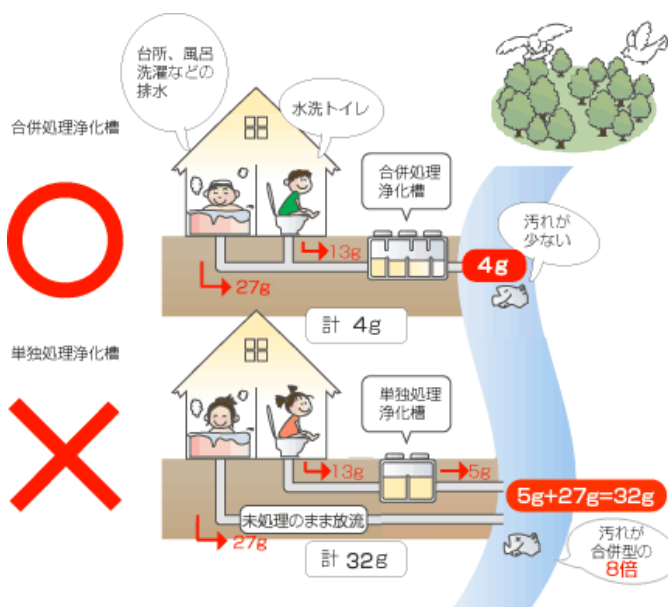
## 単独処理浄化槽の汚れは 合併処理浄化槽の約8倍



浄化槽には、トイレの汚水だけを処理する単独処理浄化槽と、トイレの汚水のほかに台所、風呂、洗濯などの排水（＝生活雑排水）も合わせて処理する合併処理浄化槽の2種類があり、単独処理浄化槽の家庭は合併処理浄化槽の約8倍汚れた水を流していることになります。

河川などの水環境を良くするためには、生活雑排水が未処理のまま流れる単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換していく必要があります。

なお、合併処理浄化槽も適正な維持管理は必要ですので、保守点検等を必ず行ってください。



(イラスト提供：環境省)

県では、家庭からの排水(トイレの汚水、台所、風呂、洗濯などの排水等)を全てきれいにできる合併処理浄化槽への転換を進めるため、浄化槽設置にかかる費用の一部を**助成**しています。 ⇒詳しくは裏面にて



山形県

環境エネルギー部 水大気環境課  
山形市松波二丁目 8-1 TEL:023-630-2338

## 補助内容

住宅等の**リフォーム**<sup>※1</sup>により、トイレの汚水のみを処理する単独処理浄化槽又は汲み取りトイレを**廃止し、新たに合併処理浄化槽を設置する**場合に助成します。

### 個人設置型(個人で浄化槽を設置する方)

⇒ 個人負担額の**約1/3を補助**<sup>※2</sup>  
(補助の加算がある場合は約1/2)

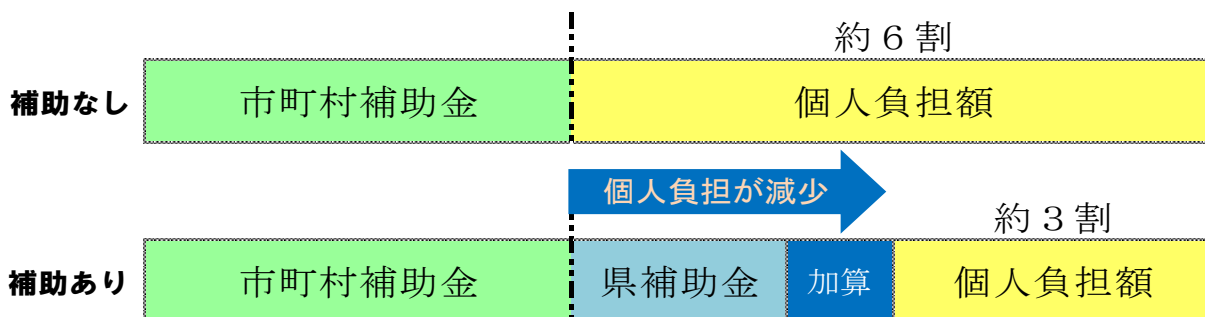
【**県補助金額**<sup>※2</sup>】(市町村によって補助の加算がある場合)

市町村の補助金に加え

5人槽の場合 :最大21万円(うち、加算5万円)

6人槽以上の場合 :最大26万5千円(うち、加算6万5千円)

イメージ図(県の加算補助がある場合)



※加算…市町村によって補助の加算がある場合

たとえば…

5人槽の場合、**工事費 90万円の負担が 25万円になります!**

市町村の補助金 44万円、さらに県補助金 21万円(16万円(上限額) + 5万円(加算上限額))が助成されるため、実際の負担額は 25万円(90万円 - 44万円 - 21万円)になります。

<ご注意ください>

※1 住宅等の新たな建築(新築や建替え等)は、県補助金の**対象外**となります。

浄化槽本体の設置工事費(配管工事等は除く)が対象です。

※2 お住まいの市町村によって補助金額が異なります。

**補助制度のお問い合わせはお住まいの市町村(浄化槽担当)まで**